

資料編

1 第五次北本市総合振興計画基本構想

1. 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間とします。

2. 基本理念と将来都市像

（1）基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

市民との協働による持続可能なまちづくり

（2）将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

緑にかこまれた健康な文化都市

～市民一人ひとりが輝くまち 北本～

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

3. 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成 17 年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の中間年度である平成 32 年度末人口は 66,000 人、最終年度である平成 37 年度末の人口は 63,000 人を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和 40 年代から 50 年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

● 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

● 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

● 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路および上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

● 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点および北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区別の土地利用の方向性

● 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

●農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

●工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

●商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

●環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

●複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

●沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

●土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

●公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

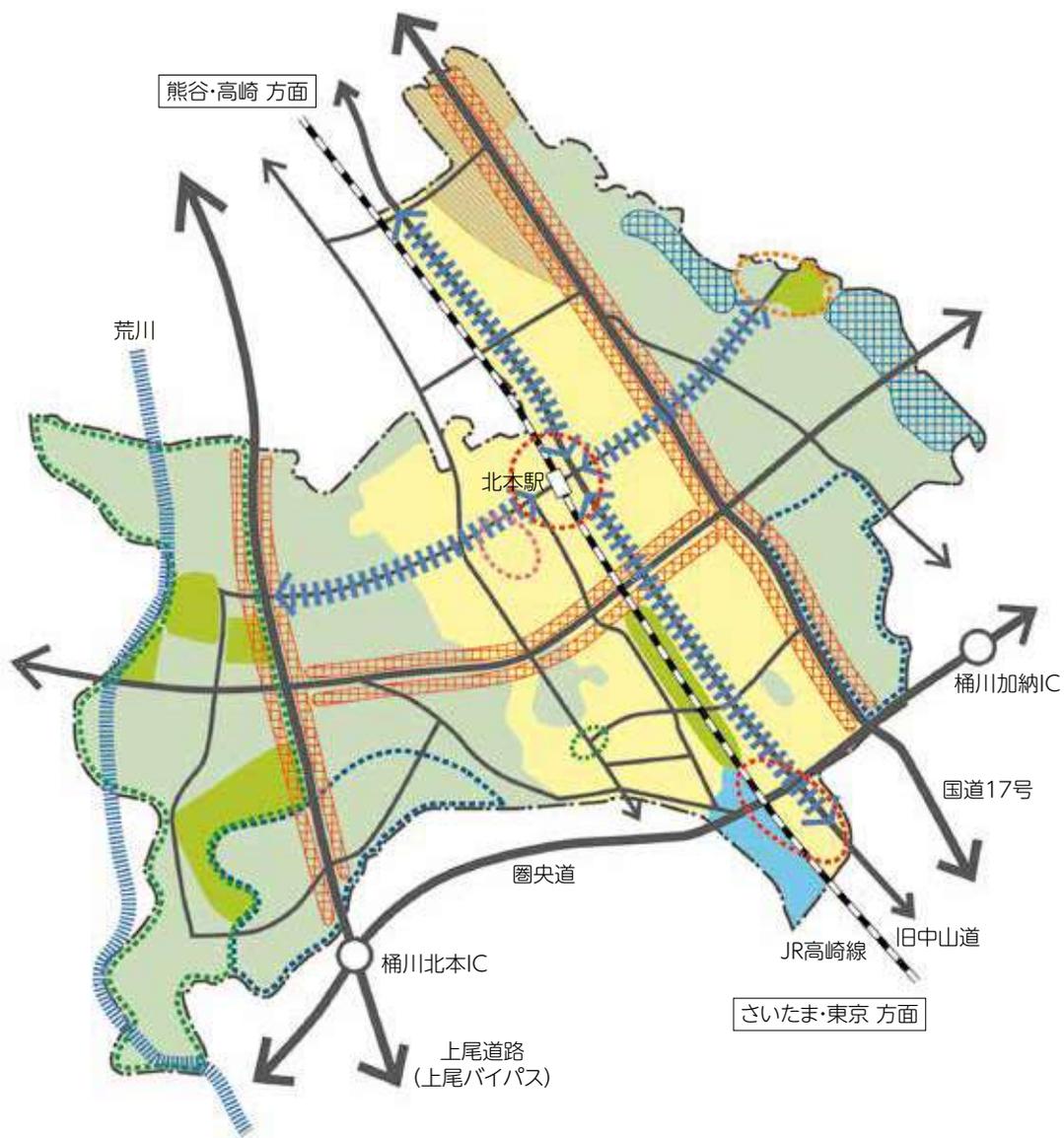
●行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

●健康・スポーツ拠点

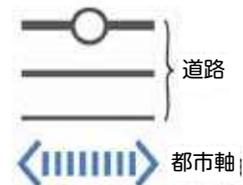
体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



- 商業・業務ゾーン
- 工業ゾーン
- 複合的開発ゾーン
- 環境保全・交流ゾーン
- 沿道サービスゾーン
- 土地利用誘導ゾーン

- 公園・緑地
- 行政・文化拠点
- 健康・スポーツ拠点



I 序論

II 後期
基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資料編

5. 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

●基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中ででのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

●施策

1-1 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めるとともに、環境づくりを進めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施します。また、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童および保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

子どもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

1-5 学校教育の充実

これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち**●基本方針**

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

●施策**2-1 地域福祉の推進**

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

2-2 保健・医療の充実

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

2-5 社会保障制度の適正な運営

すべての市民が安心して生活できるようにするため、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

2-6 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資料
編

2-7 スポーツ活動の推進

市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

●基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことを目指します。

●施策

3-1 市民参画と協働の充実

地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

3-3 平和と人権の尊重

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

●基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

● 施策

4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

4-2 バランスのある土地利用の推進

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

4-3 環境に優しいまちづくり

環境への負荷を軽減し、地球に優しい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働を目指し、新たな広域処理体制の構築を進めます。

4-4 道路、上・下水道、河川の整備

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

4-6 消防・防災の充実

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようになるため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実に努めます。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

(5) 政策5 活力あふれるまち

●基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

●施策

5-1 農業・商業・工業の振興

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業の推進に努めます。関連団体と連携し、商店の魅力向上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にある様々な資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

5-2 文化財の活用・保護

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

5-3 就労対策の充実

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

(6) 政策6 健全で開かれたまち

●基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

●施策

6-1 市民との情報共有

市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ICTの新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やSNS等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、様々な手法により広聴活動の充実を図ります。

6-2 適正な事務の執行

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ICTを活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

(7) 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

●基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

2 第五次北本市総合振興計画 後期基本計画の策定経過

平成 31 年 / 令和元年

10～11月	市民意識調査の実施
11月27日	市民ワークショップ打合せ
12月17日	市民ワークショップ打合せ
12～1月	第五次北本市総合振興計画後期基本計画策定に係る職員アンケート

令和 2 年

1月16日	市民ワークショップ職員ファシリテーター勉強会
1月17日	市民ワークショップ打合せ
1月23日	市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」第1日（市職員参加）
1月24日	令和元年度第1回北本市総合振興計画審議会
2月19日	市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」第2日（市職員参加）
3月	第五次北本市総合振興計画後期基本計画 基礎調査報告書完成
4月15日	第1回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
4月17日	行政経営会議
6月2日	行政経営会議
6月26日	令和2年第2回北本市議会定例会全員協議会〔第五次北本市総合振興計画前期基本計画および後期基本計画の計画期間の変更について説明〕
9月29日	第五次北本市総合振興計画の一部改定について（議案第81号）原案可決
11月12日	第2回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
11月16日	行政経営会議
11月26日	令和2年度第1回北本市総合振興計画審議会
12月	まちづくり市民アンケート調査〔市民意識調査〕
12～1月	まちづくり市民アンケート調査〔事業所調査〕

令和 3 年

2月1日	第1回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
2月17日	第2回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
3月22日	第3回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ

4月27日	第4回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
4月30日	第3回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
5月7日	行政経営会議
5月11日	第5回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
5月14日	令和3年度第1回北本市総合振興計画審議会
5月18日	第6回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
5月27日	第7回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
6月3日	第8回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
6月10日	第9回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
7月12日	第4回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
7月14日	行政経営会議
7月21日	令和3年度第2回北本市総合振興計画審議会〔第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）諮問〕
7月26日	令和3年度第3回北本市総合振興計画審議会
8月11日	第5回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
8月17日	行政経営会議
8月20日	令和3年度第4回北本市総合振興計画審議会〔書面開催〕
9月3日	令和3年第3回北本市議会定例会全員協議会〔第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）の説明および意見照会〕
9月10日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）に係るパブリック・コメント手続の開始
10月7日	第10回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
10月12日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）に係るパブリック・コメント手続の終了
10月20日	第6回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
10月26日	行政経営会議
11月1日	令和3年度第5回北本市総合振興計画審議会
11月8日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）答申
12月17日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画について（議案第60号）原案可決

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編

3 北本市総合振興計画審議会・検討委員会等

(1) 北本市総合振興計画審議会規則

平成21年9月30日

規則第28号

改正 平成28年3月31日規則第15号

令和2年3月23日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(平28規則15・令2規則11・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 北本市総合振興計画審議会委員名簿

区分	役職	氏名
第1号委員 (知識経験者)	第二次北本市地域福祉計画策定委員会委員長	あらい としたみ 新井 利民
	北本市環境審議会委員	さいとう ただとし 齋藤 忠俊 (～R2)
	北本市環境審議会委員	なりお こうじ 成尾 耕治 (R3～)
	第2期北本市教育振興基本計画検討会議委員	みねお としゆき 峯尾 敏之
	北本市子ども・子育て会議委員	ささめ えり 笹目 恵里
	北本市男女共同参画審議会委員	おかの たかし 岡野 高志
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	えのもと まさき 榎本 昌己
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	たけなか けんじ 竹中 健司
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	すずき ゆきのり 鈴木 敬徳 (～R2)
北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	みうら さだのり 三浦 貞則 (R3～)	
第2号委員 (公共的団体等の代表者)	北本市自治会連合会 会長	あきば きよし 秋葉 清
	北本市社会教育委員の会議 委員長	そめや みさお 染谷 幹雄 (～R2)
	北本市社会教育委員の会議 委員長	さとう とよあき 佐藤 豊明 (R3～)
	平成31年北本市成人式実行委員会 委員長	ひがの たくみ 日向野 拓海
第3号委員 (公募による市民)	公募による委員	えんどう けいいち 遠藤 慶一
	公募による委員	なかむら ちなつ 中村 千夏

※敬称略

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

(3) 諮問・答申

■ 諮問

北行行発第24号
令和3年7月21日

北本市総合振興計画審議会
会長 新井利民様

北本市長 三宮幸雄

第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について
- 2 資料 別添のとおり

■ 答申

北総審発第7号
令和3年11月8日

北本市長 三宮幸雄様

北本市総合振興計画審議会
会長 新井利民

第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年7月21日付け北行行発第24号で諮問のありました第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

答 申

本審議会は、市長から諮問された第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、別紙の本審議会意見に十分配慮され、着実な施策の実施に努められたい。

意見

総括的事項

全国的に人口減少社会を迎え、今後、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが明らかであり、その影響は、教育、福祉、地域経済、地域活動、都市基盤等、多様な分野に及ぶこととなる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会情勢の先行きは不透明であり、刻一刻と状況が変わる中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた行政運営が求められている。

このような困難な状況にある中で、将来都市像を実現するためには、基本理念にある「市民との協働によるまちづくりを進めること」が鍵になるといえる。

本市には、自然災害への高い強度や豊富な自然環境、コンパクトな市街地といった魅力的な地域資源があるほか、多くの市民が生涯学習活動に取り組むとともに、まちづくりへ高い参加意欲を持つ若い世代が育ってきている等、「緑にかこまれた健康な文化都市を築く」ことと、「市民一人ひとりが輝く」素地が、前期基本計画の取組を通して着実に整いつつある。

後期基本計画では、こうした素地を生かして持続可能なまちづくりを進めるため、対等な立場で協力して活動する「協働」の取組を通して、人と人とのつながりから新たな活力を生み出すことで、多様性に富んだ地域社会の形成が図られたい。

また、「後期基本計画の方向性」に沿って対内的なマネジメントを図るとともに、公共施設の老朽化への対応や新ごみ処理施設の整備、久保特定土地区画整理事業の推進等、市の抱える差し迫った行政課題に対しては、本計画に基づく施策・基本事業及び個別計画により、計画的かつ着実な実行を図られたい。

1 「子どもの成長を支えるまち」について

子どもの健やかな成長を支えるためには、時間軸に沿って子育てに係るすべての施策・基本事業を結合し、展開することが必要である。そして、成長過程において自己肯定感を高めていくことが最も重要である。

出産前後の妊婦への支援にはじまり、乳幼児の保健や子育て支援、学校教育や学校・家庭・地域の連携による教育について、長期的視点をもって適時適切に推進されたい。また、子ども自身が安心して生活することができるよう、子どもおよび保護者へ積極的に支援や情報を届けるなど、相談・支援体制の充実を図られたい。

2 「健康でいきいきと暮らせるまち」について

住民の抱える生活課題や福祉課題は、8050問題や生活困窮、地域での孤立等、複雑化・複合化するとともに顕在化しないことも多くあるため、行政の縦割りの組織体制や受動的な相談体制では、効果的な支援を行うことは困難である。

そのため、こうした課題に対して、生活困窮、障がい、介護、保健等の行政の機能や、福祉に関係する支援団体等をオーガナイズし、積極的かつ包括的に支援する取組を実践されたい。また、すべての市民の生涯学習活動や文化・スポーツ活動、経済活動等への参加

を推進することや、住民同士が関わり合う機会を充実することで、誰もが健康でいきいきと暮らせる共生のまちづくりを推進されたい。

3 「みんなが参加し育てるまち」について

市政への市民参画と市民と行政との協働の推進については、いうまでもなく市政運営の基本であることから、政策1から政策7までにおけるありとあらゆる分野において推進されたい。

協働を進めるためには、市民と行政との意思疎通をしっかりと行うことが不可欠である。そのための職員の資質向上にさらに努められたい。

また、協働による取組が進み、多様性に富んだ地域社会を形成するために、すべての人の人権が尊重され、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりに努められたい。

4 「快適で安心・安全なまち」について

将来にわたって快適で安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるために、都市基盤、環境、防災、防犯、交通といった多岐にわたる分野の充実が重要である。

都市基盤については、インフラの充実を図るほか、市街地の空き家や空き店舗等の既存ストックとともに、公共交通の活用策を充実し、コンパクトかつ利便性の高いまちづくりを推進されたい。

また、地震や風水害等、自然災害の脅威が高まる中、引き続き防災対策を推進するとともに、災害発生時に、行政をはじめ、地域社会や地域経済が機能不全に陥らずに維持される仕組みの構築に努められたい。

このほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再エネ利用や資源循環等の取組について、計画的に推進されたい。

5 「活力あふれるまち」について

人口減少や高齢化に伴い、産業全般において、労働力不足や市場縮小のほか、後継者不足による事業承継が問題となっている。また、働き方改革の実現に向けた取組が促進される中、働き手一人ひとりの意欲・能力が十分に発揮できる労働環境を整備することが課題である。

これらの課題への対応を通して多様な形態の雇用を実現することで、労働力不足の解消を図るとともに、労働生産性の向上や事業承継支援に取り組み、市内の経済成長を促進されたい。

また、物流機能の利便性が向上する上尾道路（上尾バイパス）の開通を見据え、産業用地の創出に取り組み、引き続き、本市の活性化に寄与する企業の誘致に努められたい。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

6 「健全で開かれたまち」について

開かれたまちづくりのために、多様なメディアを活用し、市民のあらゆる世代にわかりやすく情報提供することが重要である。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を進めていくための課題は多い。人口減少により漸減する歳入の確保策を充実するとともに、今後、更新の費用等が大きな負担となってくる公共施設等の公共財産を、適切に維持管理する必要がある。

このほか、限られた資源を有効に活用するため、自治体デジタル・トランスフォーメーション(自治体DX)を積極的に推進して情報を有効かつ適切に活用できるようにするとともに、新たな広域行政の取組や官民のパートナーシップを推進し、事業の質を高めるマネジメントを実践されたい。

7 「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」について

リーディングプロジェクトについては、組織横断的で機動性・柔軟性に富んだ体制により、長期的視点をもって、積極的な施策の展開に努められたい。

市内にある魅力的な地域資源に目を向け、若い世代がまちに愛着を持てるよう若者の移住・定住・交流を促進するとともに、子育てに関しては、政策1に掲げる施策・基本事業を中心に、若い世代の生活に即した支援策を展開されたい。

(4) 北本市行政経営会議設置規程

平成29年5月8日

訓令第6号

改正 平成30年3月30日訓令第1号

令和元年9月30日訓令第5号

令和元年11月20日訓令第6号

令和2年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 行政経営の観点から市の基本的な方針及び政策等について迅速かつ的確に判断するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、北本市行政経営会議（以下「行政経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 行政経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市の総合振興計画並びに総合振興計画に基づく重要な施策及び重要な事業計画に関すること。
- (2) 予算の編成方針及び予算案に関すること。
- (3) 施策評価、事務事業評価等の行政評価に関すること。
- (4) 行財政運営の基本方針に関すること。
- (5) 行財政改革に関すること。
- (6) 組織、人事、財政等の市政運営の基幹的制度の制定及び改廃に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、行政経営上、市長が必要と認める事項に関すること。

(令元訓令6・一部改正)

(組織)

第3条 行政経営会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 市長公室長、部長、参与、会計管理者、市長公室副参事、行政経営課長、財政課長及び総務課長

(平30訓令1・令元訓令5・令2訓令6・一部改正)

(会議)

第4条 市長は、必要に応じて行政経営会議を招集し、これを主宰する。

- 2 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長がその職務を代理する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(臨時の出席者)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる職にある者以外の者を出席させることができる。

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

(決定事項の周知及び遵守等)

第6条 行政経営会議の決定事項は、速やかに職員全体に周知するものとする。ただし、当該決定事項の内容が機密を要すると認められるものについては、この限りでない。

2 前項の決定事項を所管する部課長等は、当該決定事項を遵守し、速やかに処理しなければならない。

(進捗状況の報告)

第7条 前条第2項に規定する部課長等は、当該決定事項の進捗状況について、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 行政経営会議の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(令2訓令6・一部改正)

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政経営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(北本市行政改革推進本部設置規程の廃止)

2 北本市行政改革推進本部設置規程(昭和56年要綱第17号)は、廃止する。

附 則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会設置要綱

令和元年10月18日市長決裁

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

(設置)

第1条 第五次北本市総合振興計画後期基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、当該計画に係る事項について調査し、及び計画案について幅広く検討するため、第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 計画に係る事項の調査及び計画案の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するに当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に定めるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表第1に定める者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月18日から施行する。
- 2 この要綱は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画書の完成した日が属する年度の末日をもって廃止する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・し・こ
創生総合戦略

資
料
編

別表第1

委員長	行政経営部副部長
副委員長	市民経済部副部長
委員	市長公室副参事
委員	総務部総務課長
委員	福祉部副部長
委員	健康推進部副部長
委員	都市整備部都市計画政策課長
委員	教育部教育総務課長

4 第五次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定または改定する計画一覧

計画名	内容	関連する政策
第三期北本市子ども・子育て支援事業計画	子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その関連業務の円滑な実施に関する計画	1
第3期北本市教育振興基本計画	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての計画	1・2・5
北本市第七期障害福祉計画・北本市第三期障害児福祉計画	障害福祉サービスの提供体制及び障害児通所支援、障害児相談体制の確保等を円滑に実施するための計画	1・2
第三次北本市地域福祉計画	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等、地域福祉に関する事項を一体的に定める計画	2
次期北本市みんないきいき！健康なまちづくりプラン（健康増進計画・食育推進計画）	健康増進及び食育の推進のための施策を定める計画	2
北本市第四期特定健康診査等実施計画	国保被保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法、実施目標等を設定する計画	2
次期北本市国民健康保険データヘルス計画	健康・医療情報を活用し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画	2
北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画	高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を明らかにするとともに、要支援・要介護認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等について明らかにする計画	2
第四次北本市生涯学習推進計画	市の生涯学習に関する考え方や具体的な施策の体系を明らかにして、生涯学習を推進するための基本的な方向性を定める計画	2
次期北本市スポーツ推進計画	スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	2
次期北本市市民公益活動推進計画	市民公益活動の推進のための施策を定める計画	3
第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）	総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱等を定める計画	3
第5次北本市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進のための施策を定める計画	4

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

5 地方創生 SDGs ローカル指標リスト

国が示した「地方創生 SDGs ローカル指標リスト 2019 年 4 月版（暫定版）」のうち、後期基本計画において設定した指標は以下のとおりです。

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
1	貧困をなくそう	1.4.2	空き家率	基本事業	4-1-2	良好な住環境 および景観の誘導	特定空家数
2	飢餓をゼロに	2.2.2	5歳未満の子供の栄養失調の蔓延度※	施策	1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	栄養状態の不良な子どもの割合
		2.3.1.1	農業就業人口当たりの農業算出額	基本事業	5-1-1	付加価値の高い農業・商業・工業の推進	農業従事者一人当たりの農業算出額
3	すべての人に健康と福祉を	3.6.1	道路交通事故による死亡率	施策	4-5	防犯・交通・消費者対策の強化	人口千人当たりの交通事故件数
		3.X	国民健康保険診療費（被保険者1人当たり）	基本事業	2-5-2	国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険被保険者の一人当たり医療費
4	質の高い教育をみんなに	4.6.1.1	小学生の国語・数学・理科の平均正答率	基本事業	1-5-1	確かな学力の育成	学力テストにおける児童正答率（県平均値との比較）
		4.6.1.2	中学生の国語・数学・理科の平均正答率				学力テストにおける生徒正答率（県平均値との比較）
5	ジェンダー平等を実現しよう	5.4.1.1	家事に従事する人の割合	基本事業	3-3-3	男女共同参画の推進	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）
		5.4.1.2	待機児童数割合	基本事業	1-1-1	保育サービスの充実	保育所（園）待機児童数
6	安全な水とトイレを世界中に	6.3.1	下水道処理人口普及率	基本事業	4-4-3	公共下水道（汚水）の整備	公共下水道整備率 水洗化率
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2.1	最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	基本事業	4-3-1	脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進	再生可能エネルギーの普及率

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
8	働きがいも 経済成長も	8.1.1.1	人口当たりの 県内総生産	施策	5-1	農業・商業・ 工業の振興	就業者一人当たり 市内純生産
		8.4.1	1人1日当たり のごみ排出量 (家庭部門)	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な 処理の確保	市民一人 1日当たり のごみ排出量
		8.4.2					
		8.5.2	失業率	施策	5-3	就労対策の充実	市内失業率
9	産業と 技術革新の 基盤を つくろう	9.1.1.1	舗装道路割合	基本 事業	4-4-1	生活道路の 整備充実	生活道路の舗装率
		9.2.1.1	人口当たりの 製造業粗付加 価値額	基本 事業	5-1-1	付加価値の高い 農業・商業・ 工業の推進	付加価値額 (製造業)
11	住み続け られる まちづくりを	11.2.1.1	鉄道・電車・ バスの利用割合	基本 事業	4-1-5	鉄道輸送力の活用	人口に対する1日当 たりの北本駅利用者割合
				基本 事業	4-1-6	市内公共交通の確保	デマンドバス利用数
		11.3.1.3	人口社会増減	L P	1	「若者の移住・定住・ 交流促進」	25歳から34歳 までの女性の 社会増減
		11.5.1	災害等の自然外 因による死亡者 割合	施策	4-6	消防・防災の充実	災害による 負傷者数および 死亡者数
		11.6.1	廃棄物の最終処 分割合	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な 処理の確保	排出したごみの 処理率
		11.7.1.1	面積当たりの 図書館数	基本 事業	2-6-2	生涯学習施設の 適切な管理と 利用促進	市民一人当たりの 図書館利用回数
		11.7.1.8	人口当たりの 公園面積	基本 事業	4-1-1	公園の整備充実と 緑地の保全	市民一人当たりの 都市公園面積
12	つくる責任 つかう責任	12.2.1	1人1日当たり のごみ排出量 (家庭部門)	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な処理 の確保	市民一人 1日当たり のごみ排出量

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
13	気候変動に具体的な対策を	13.1.1	災害等の自然外因による死亡者割合	施策	4-6	消防・防災の充実	災害による負傷者数および死亡者数
		13.2.1.1 13.3.2.1	温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定の有無	施策	4-3	環境に優しいまちづくり	温室効果ガスの総排出量（市全体）
15	陸の豊かさを守ろう	15.3.1	耕作放棄地面積割合	基本事業	4-2-1	優良農地の保全	耕作放棄地率
16	平和と公正をすべての人に	16.1.4.1	人口当たりの刑法犯認知件数	施策	4-5	防犯・交通・消費者対策の強化	人口千人当たりの犯罪件数
		16.2.1.1	20歳未満人口当たりの児童虐待相談の対応件数	基本事業	1-3-3	要配慮家庭への支援の充実	地域からの年間通告・相談件数
17	パートナーシップで目標を達成しよう	17.4.1	実質公債費比率	基本事業	6-3-3	健全な財政運営と資産管理	実質公債費比率

6 用語解説

数字・アルファベット		該当ページ
65歳健康寿命	65歳になった人が、その後自立して過ごせる期間のことで、具体的には、要介護2になる前までの平均の期間のこと。	29、56、116、117、128
8050問題	ひきこもりの子と、その親が高齢となり、収入や介護等生活上の課題を抱える問題のこと。	54
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能を表す。認識や推論等、人間が持つ能力をコンピューターでも可能にする技術のこと。	10、106、132
DX	Digital Transformation の略で、業務を改善した上で、デジタル技術を活用することにより、組織、企業文化・風土等を変革することをいう。	10、11、27、37、106、132
GIGAスクール	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指すもの。	50
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。IT（情報技術）に「コミュニケーション」が加わることで、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	50、51、88、100、102、104、106
IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれる。日常生活や経済活動の中にあるあらゆる「モノ」がインターネットでつながり、遠隔で操作・制御したり、データを収集してビッグデータとして活用したりできる仕組みのこと。	88
mGAP	住民の地域への推奨・参加・感謝の意欲を定量化したもの。この数値を測ることにより「地域に真剣になる力」「地域を持続させる熱を持ったしなやかな土台」の強さを可視化することをねらいとする。	109
PDCAマネジメントサイクル	Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）Act（改善）のサイクルを通じて、目標の達成に向けて効果的に業務を推進していくための管理手法のこと。	27、105、118
RPA	Robotic Process Automation の略で、ロボット（ソフトウェア）を使って人間が行っていた業務を代行・自動化するもの。	106、132

I
序
論II
後期
基本
計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期
北本市
まち・心・し
こと
創生総合戦略資料
編

SNS	Social Networking Service の略で、様々な事業者により提供される利用者間でのコミュニケーションのためのサービスのこと。	93、95、100、101、109、125
SOGI	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) のこと。	11
Society5.0	狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指す。IoT、AI、ビッグデータ等、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく社会の実現を目指している。	10
あ 行		
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。	55
アダプトプログラム	市民と行政との協働による継続的な美化活動の仕組みのこと。	71
インキュベーション	起業や新事業の創出を支援し、その成長を促進させること。	109
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約に基づき、障がいのあるなしに関わらず、教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えた的確な教育を提供する教育のこと。	75
オープンデータ	行政機関等が保有する公共データを「機械判読に適したデータ形式」で、誰もが二次利用を可能とするルールの下公開されたデータのこと。	70、100、101、132
オフグリッド	独立した方法でエネルギー等を自給自足する状態のこと。	110
か 行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らし、森林等による吸収分を差し引いた排出量を実質ゼロにすること。	11、82、83
学習到達度調査 (PISA)	義務教育修了段階において、これまでに身に付けてきた知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測ることを目的として、OECD (経済協力開発機構) が実施する調査。	50
関係人口	定住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域住民と多様に関わる人々。地域に関わってくれる人々のこと。	10、124
クラウドファンディング	インターネット経由等で不特定多数の人から資金を調達する方法のこと。	37、105

合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均に相当する。	15、16、17、29、115、117
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のこと。	20、21、22、105
合理的配慮	教育や就業、地域生活に平等に参加できるように、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。障がいのある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過度な負担にならない範囲で合理的な配慮を行うことが求められている。	100
交流人口	通勤・通学や買い物、観光等でその地域を訪れる人のこと。「定住人口」に対する概念のこと。	93
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。	48、49
コワーキング	個人事業主等が事務所スペース等を共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを指す。	110
さ 行		
サーキュラー エコノミー	循環経済のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。	110
ジェンダー	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。	12、74
実質公債費比率	地方公共団体の財政規模に対し、借入金の返済額（公債費）が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。	21、105
シティ プロモーション	まちを持続的に発展させていくために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと。	24、95、109、117、129
シティ プロモーション 地域内メイン アプローチ対象	口コミ・SNS等による情報発信力が高く、人口減少が特に顕著な25歳から34歳までの女性。	109
児童	児童福祉法では満18歳に満たない者、学校教育法では満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者（学齢児童）を指す。	29、48、49、50、51、74、126、130

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略資
料
編

市内総生産	市内の生産活動により生み出された付加価値の総額で、国のGDPにあたるもの。	18、30、116、117
将来負担比率	地方公共団体の財政規模に対し、将来負担すべき負債額が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。	21、105
スタートアップ	新しいアイデアや革新的サービスで市場を開拓し、短期間で成長する企業や事業のこと。	109
性的少数者	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的指向や性自認において、社会的には少数派となる人たちのこと。	74
生徒	学校教育法では、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者（学齢生徒）を指す。	29、30、48、49、50、51、127、130
セキュリティインシデント	情報の漏えい、紛失、盗難といったセキュリティにおける事件・事故のこと。	102
た 行		
団塊ジュニア世代	1971～1974年（昭和46～49年）頃の第二次ベビーブームに生まれた世代を指す。団塊の世代の子ども世代にあたる。	58
団塊の世代	1947～1949年（昭和22～24年）頃の第一次ベビーブームに生まれた世代を指す。他世代に比較して人数が多い。	58
地域共生社会	住民が抱える福祉課題に対し、ボランティア、NPO、地域活動団体等が分野を超えてつながり支援することで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	37、54、55
地域経済循環率	生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。	18、92、93、122
デジタルアーカイブ	有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存・活用すること。	95
デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差。	64
東京圏	国土交通省が作成する「首都圏整備に関する年次報告」（首都圏白書）において、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県1都3県の区域と定義されている。	10、114

な 行		
認定こども園	就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認可施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型および地方裁量型の4類型がある。	42、46
は 行		
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。	21
フォロワー	ソーシャルメディアにおいて、特定のユーザーの投稿内容を見られるように登録した人のこと。	101、125
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。	20
ら 行		
ローカル・アイデンティティ	地域住民としての自己認識、地域への帰属意識のこと。	10

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編